

13 環境省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	管理案件番号	提案主体名	制度の所管関係府庁		
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	日光那須塩原間国有林上空交通路の構築のための国有林の貸付け			観光施設の老朽化、地域金融事情等により衰退の一途をたどる鬼怒川地域において、日光国立公園の区域を含む日光・鬼怒川・那須塩原間を結ぶ空中交通路を構築するための、国有林の貸付け。	栃木県北の日光、鬼怒川、川治エリアまたは那須、塩原エリアに向かう観光客は現在、電車、バス等の公共交通機関を利用した片道観光の往復客であり、ピーク時にはそれぞれ年間数万人の観光客が訪れていたが、近年急激な減少の一途を辿っている。これは行楽の魅力が乏しい為であるが、第一の原因は観光バスが通らない自由度の高い交通手段が乏しいこと、第二に観光に対する新鮮なアイデアに乏しいことが問題となっている。このことから、日光市竜王地区(東武鬼怒川線新藤原駅最寄)から高原山南側を經由し那須塩原市閑谷地区(会津東街道沿い)間の日光国立公園の区域を含む全長約18.2kmに観光交通手段として複線ロープウェイを構築する。これにより日光、鬼怒川、川治エリアと那須、塩原エリアをほぼ直線で結ぶことが出来、観光の自由度をあげることが可能である。また途中に中継駅(土上平放牧場、八ヶ岳等)を設けることで栃木県北地域の特色である自然(レンゲツツジ等)と農産に触れ合うことができる。上空からの春夏秋冬の移り変わる自然を展望することで栃木県北の観光を魅力あるものにする切り札となり得る。しかしながら、日光-那須塩原間は大部分が国有林域になるため、地域活性化の為に国有林の貸与を求めるものである。	E		本提案は、国有林貸し付けについてのものであり、国有林を担当していない当省が回答する立場にはない。なお当該行為は、工作物の新築に該当しないため、国立公園内で行おうとする場合、特別地域内であれば環境大臣の許可が、普通地域内であれば行為の届出が必要となる。申請された場合、当該行為が当該公園の風致景観にどのような支障を及ぼすかという観点で審査される。なお普通地域内の場合でも、届出された行為について公園の風景の保護上必要がある場合、禁止、制限等の命令が科される場合もある。									1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	個人	農林水産省 環境省	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	自然公園区域内における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第13条第3項第1号 自然公園法施行規則第11条第1項	平成16年度より以下のとおり基準を明確化。特別保護地区地区、第1種特別地域及び海中公園地区等の地域内で行われるものでないこと。風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。風力発電施設が山稜等を分析する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。野生動物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないこと。風力発電施設の色彩、形態が周囲の風致又は景観と著しく不調和でないこと。風力発電施設の撤去計画が定められており、撤去後の跡地整理がなされることとなっていること。風力発電施設に係る土地の形状変更規模が必要最小限であると認められること。支障木の伐採が僅少であること。	国立公園内での風力発電施設設置について、風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。	本県では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成2年度から6%削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の5700kWから平成22年度までに10万kWまで増やす計画である。このため、強い風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。	C		環境省は、平成16年に国立公園内における風力発電施設の設置のあり方について基本的考え方を取りまとめ、それに基づき風力発電施設の審査基準を明確化した。基本的考え方では、優れた自然の風景地として国家的見地から保全上の意義を認められ区域指定された国立公園内においては、財産権の尊重や国土の開発その他の公益との調整に留意しつつも、人為的影響を極力抑制し、自然景観の保護と生物多様性の保全を主として考えることを基本としている。国立公園内の自然景観の保護と生物多様性の保全と地球温暖化防止への取組みの両立を図るためには、現行の審査基準に基づいて個々の案件ごとに慎重に検討する必要がある。構造改革特区による基準の緩和は認められない。	右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答された。	C		京都議定書で約束したわが国の温室効果ガス排出量の削減が一方向に進まない中、可能な限りのあらゆる温暖化対策を講じていく必要がある。このような状況において、風力発電施設については単なる営利を目的とした施設ではなく、公的な使命を負った施設として、その公益性を高く評価すべき時期にきていると考えられる。自然公園区域であっても、風車のある風景とこの土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景とを兼ね、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべきと考えらる。	右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答された。		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	兵庫県	環境省			
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	自然公園の特別区域の指定等に係る関係地方行政機関間の協議の廃止	自然公園法第4条及び第66条 都道府県立自然公園の指定及び公計画の作成について	都道府県立自然公園の特別地域の指定又は拡張等については、自然公園法第66条第1項の規定に基づき、国の関係地方行政機関の長へ協議しなければならぬ。	都道府県立自然公園の特別区域等の指定又は拡張をする場合の、国の関係地方行政機関の長への協議の義務付けを廃止すること。	【実施内容】 国の関係地方行政機関との調整は、必要に応じて都道府県の判断で主体的に行うことができる。 【提案理由】 都道府県立自然公園における特別地域の指定については、国立公園と同等の厳重な規制を行うことができるので、県立自然公園に係る特別地域の指定に当たって、関係行政機関及び諸産業との協議・調整等を認める必要がなくなるとは、関係行政機関の長へ協議しなくても必要と認めていい。 しかしながら、関係機関との協議・調整は、法律に規定するまでもなく、実際に、県立自然公園における特別地域の指定にあたっては、自然公園法第66条第1項の「国の関係地方行政機関の長」との協議だけでなく、国の主體的な判断により、国の関係省庁や関係行政機関等との協議を行っているところである。 県が条例で定める県立自然公園に関して、県が主体的に判断し、関係行政機関及び諸産業と協議・調整等を行うことは当然であり、県よりも地域実態を十分に把握しているとはいえない。国の関係地方行政機関への協議を法律で義務付ける必要性はないと考ええる。	C		第66条第1項の規定は、都道府県立自然公園であっても特別地域においては相当厳重な規制を行うことができることから、当該地域における関係行政及び諸産業との調整を図るために、国の関係地方行政機関の長との協議を義務付けたものである。また、本規定は県の主體的な判断により行う協議を排除しようとするものではない。 なお、国の関係地方行政機関と都道府県の協議は、地域の実態を十分に把握しているという観点から行うものではなく、国の行政にかかる公益との調整という観点から行うものである。	右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答された。	C		自然公園法第66条第1項の規定は、当該地域における関係行政及び諸産業との調整を図るために、関係地方行政機関の長との協議を義務付けたものである。また、本規定は県の主體的な判断により行う協議を排除しようとするものではない。 なお、国の関係地方行政機関と都道府県の協議は、地域の実態を十分に把握しているという観点から行うものではなく、国の行政にかかる公益との調整という観点から行うものである。	右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答された。		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	広島県	環境省			
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	木質バイオマス ガス化・ガスエンジン発電における排出基準	大気汚染防止法 大気汚染防止法施行令	現在、ヒ素の排出基準については、規定はされていない。	建築廃材の有効利用策として普及しつつある、ガス化・ガスエンジン発電熱供給設備の導入を検討しているが、CC A処理木材を原料とする場合、排ガスに含まれるヒ素について、現状では排出基準がない。設備導入に先立ち、大府市環境局経由で環境省に問い合わせたところ、判断は自治体にまかせるとの見解が示された。他方、大府市は判断するための材料がないとの見解を示している。そこで、当面の指針として、労働安全衛生法による作業管理濃度0.003mg/m3を利用することを認め、ばし、それが認められない場合は、環境省が基準を示してほしい。	1. 昭和38年にJIS規格に制定されたCC A処理材は、主に住宅用土台として使用され、平成6年に約1万3千M3の処理材が生産された。住宅解体に伴う、CC A処理廃材排出量は、2008年にピークを迎える。なお、CC A処理材は、平成9年から急激に減少し、ここ数年は年間4千M3で推移している。(現在も使用禁止にはなっていない) 2. 国土交通省「建設副産物適正処理推進要綱」により、CC A処理木材は分別管理運搬が求められ、最寄りの保健所などに報告した後、適切な中間処理施設で焼却し、燃えがらを、管理型処分場で埋立処分がとされている。 3. しかし、現実には、公式にCC A処理木材を受け入れる処理施設はほとんどなく、近郊自治体においても、全くない。このように、不正な処理を野放ししているのは、不適正に管理するほうが、国民の利益につながる。 4. この為、平成12年-14年に林野庁、平成18年度に経済産業省の補助事業で、学識経験者等の指導を受けて、CC A処理廃材の処理について実験、分析、検討を進めてきた。その結果CC A処理廃材を熱分解ガス化処理した場合、大気中へのヒ素は、管理濃度0.003mg/m3以下に管理でき、問題ないと結論が示された。(参考資料1) 5. 大気中へ排出されたとの基準指針が示されることで、CCA処理廃材を利用した、ガス化発電を円滑に導入することができ、その結果CCA処理廃材の適正な処理と受け入れ施設の運営が可能となる。 6. なお、鹿児島県において特区評価委員会の指導に基づくCC A処理木材(関連台から原料を提供)の燃焼試験が行われたが、それよりも詳細な実験を実施した。	D		ヒ素は、大気汚染防止法における有害大気汚染物質の特組みの中で、事業者による排出抑制のための必要な措置を講ずることとされている。今後、さらなる知見の充実に資するため、当該物質に関する健康リスク評価の検討を実施していくこととしている。	貴省の回答にある「今後、さらなる知見の充実に資するため、当該物質に関する健康リスク評価の検討を実施していくこととしている。」という方針について、ヒ素の必要性を含め、基準の策定に向け、議論をしていくという理解であれば、具体的な検討方法や時期についても言及されたい、いづれにしても、基準がはっきりしなければ、提案者の主張と議論をしていくという理解が、事業者による排出抑制のための必要な措置を講じているものとならなければならない。また、「求める措置の具体的な内容」にある数値基準であれば、貴省回答にある事業者による排出抑制のための必要な措置を講じているものとならなければならない。また、「求める措置の具体的な内容」にある数値基準であれば、貴省回答にある事業者による排出抑制のための必要な措置を講じているものとならなければならない。また、「求める措置の具体的な内容」にある数値基準であれば、貴省回答にある事業者による排出抑制のための必要な措置を講じているものとならなければならない。	D		今回の回答は、現行規定に対応可能な(0)回答との回答であるので、CC A処理廃材を原料として、ガス化・ガスエンジン発電しても法的に問題ないという理解をしようか。また、「求める措置の具体的な内容」にある数値基準であれば、貴省回答にある事業者による排出抑制のための必要な措置を講じているものとならなければならない。また、「求める措置の具体的な内容」にある数値基準であれば、貴省回答にある事業者による排出抑制のための必要な措置を講じているものとならなければならない。また、「求める措置の具体的な内容」にある数値基準であれば、貴省回答にある事業者による排出抑制のための必要な措置を講じているものとならなければならない。	D		大気汚染防止法上、有害大気汚染物質は、大気由来継続的に採取し続けることで健康影響が生じるおそれのあるものとして定義され、中央環境審議会審議中であり、2014年度が指定されており、ヒ素化合物についてはその中に含まれている。これらの物質は、種類が多く、性状が多様であり、発生源及び排出源が多様であることから、従来から大気汚染防止法の規制対象物質とは異なる態様を有している。このため、大気汚染防止法上、事業者の自主的取組による排出抑制、国による健康影響に関する科学的知見の充実に資するため、地方公共団体によるモニタリングの実施による対策を講ずることとしており、これらに併せて排出基準の設定等による個々の事業場に対する厳格な排出抑制を行うことは想定されていない。CC A処理廃材を原料とするガス化・ガスエンジン発電の行為自体は、ヒ素化合物の排出の観点から大気汚染防止法で処理されるのではなく法的に問題はないが、当該行為が産業廃棄物の処理に当たると認められ、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、生活環境保全上支障のないよう適切に処理を行うことが求められるので考慮された。事業者による排出抑制の措置としては、排出ガス処理装置を設置すること、有害大気汚染物質が漏れにくい施設構造とすること、有害大気汚染物質を使用しない生産工程に転換すること等が挙げられる。上記のとおり、大気汚染防止法上、有害大気汚染物質の排出抑制は事業者の責務とされているため、事業の実施に当たっては必要な措置を講じられた。また、これまでの科学的知見から、ヒ素化合物については排出基準が設定される状況になく、事業の開始・継続については、現時点で直ちに影響が生ずる見込みはないと考えている。	右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答された。		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	越前木材工業株式会社	環境省
1 2 3 4 5	オオクチバスの飼料、保管、運搬、引受、購入などの禁止の緩和	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第4条、第5条、第8条	1 オオクチバスは、我が国の生態系及び漁業に被害をもたらすことから、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下、「法」という。)に基づき、法施行時の平成17年6月から特定外来生物に指定されている。 2. 特定外来生物は、飼養等(飼養、保管、運搬)、譲渡等(譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り)等が禁止されており、法及び主務省令で定める目的及び基準に適合し、主務大臣(オオクチバスについては環境大臣及び農林水産大臣)の許可を得なければ飼養等をしてはならないこととされている(法第4条、第5条及び第8条)。 3. なお、オオクチバスの指定時に既に漁業法に基づく漁業権が設定されていた湖については、「第5種共同漁業権に係る特例」として、飼養等の基準等を別途定め、一定の条件の下での飼養を認めている。	池原ダム湖をバス釣り場として運営しているには、新たにバスの成魚を放流していかなくてはなりません。その為にはオオクチバスの保管、運搬等が必要になります。又、オオクチバスの譲渡(引受購入)等も必要となる為、この禁止措置の緩和をお願いしたい。	当湖域(下北山村・上北山村)に年間1.5~1.8万人の釣りが全国から訪れ、地産産物の少ない地域に及ぼす経済的波及効果は年間約1億円と推定され、非常に大きなものとなっております。このバスの釣り場が、衰退するとそのマイナス影響は目に見えております。従って地域活性化や経済効果に貢献しているバス釣り場を今後とも維持、継続していく為オオクチバスの放流を行ない、バス釣り場として運営できるようにしたい。	C		外来生物法は輸入や飼養、運搬等から放つことまでを一貫して禁止することによって特定外来生物による被害の防止を図るものであり、ダム湖やため池等の人為による一定の改変が加えられた環境であっても、自然環境下での放流を前提とした飼養、保管、運搬、引受、購入等の禁止を緩和することは認められない。	C						1 2 3 4 5	下北山村漁業協同組合 上北山村漁業協同組合	農林水産省 環境省			

13 環境省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	管理提案番号	提案主体名	制度の所管関係府庁
130000	木質バイオマスエネルギー利用施設から排出される産業廃棄物処理場にて処理するための特例措置	産業物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項、第14条第6項	産業廃棄物について、一般廃棄物として処理することはできない。	現在の産業物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物処分業の許可を得て業務を行っている事業所において、産業廃棄物である以上、どのような成分のものでも処理できないこととなっています。しかしながら、本町の木質バイオマスエネルギー利用施設「森の発電所」から排出される焼却灰については産業廃棄物ではあるものの、その成分(別添成分分析表参照)については一般廃棄物処理施設において処理できるものであると考え、本法律の規制緩和と措置を求めるものである。	当施設では木屑を燃焼して蒸気と電力を発生させ、施設内で利用するとともに、電力会社に売電もしています。従来廃棄物にしかならなかった木屑を有毒ガスをさすずに燃やし、エネルギーを生み出す施設として全国から注目されています。	D	市町村の有する一般廃棄物処理施設においては、産業廃棄物処理法第11条第2項の規定に基づき、当該市町村の裁量により、産業廃棄物を処理することができることとされている。また、一般廃棄物処理業者等が有する既存の一般廃棄物処理施設においても、産業廃棄物処理法に基づき必要な許可を取得することにより、産業廃棄物を処理することができる。したがって、御提案については、現行法の規定に基づき、提案者(白川町)が、自らが所有する一般廃棄物処理施設において処理を行い、又は県内の一般廃棄物処理業者等に対して産業廃棄物の処理に係る許可取得を促すなどすれば、十分に実現可能であると考えられる。	町内の一般廃棄物は、可伐衛生施設利用組合(構成本町を含む10市町村)「ささゆりクリーンパーク」で処理されている。当施設は一般廃棄物の処理のみを行っているが、産業廃棄物処理に係る許可を取得した場合、現在の状態に加え産業廃棄物の処理をすることは当施設の処理能力を越えるため不可能である。また、木質バイオマスエネルギー利用施設において焼却灰の最終処分については物理的な問題により不可能である。木質バイオマスエネルギー利用施設から排出される焼却灰については以前データを示したとおりであるため、一般廃棄物処理施設において処理できるように引き続き要望する。また詳細については別紙で説明する。	D	前回答にもあるとおり、提案者を含む可伐衛生施設利用組合(産業廃棄物処理法第11条第2項の規定により)の所有する「ささゆりクリーンパーク」において当該焼却灰を処理することができる。また、この場合において、可伐衛生施設利用組合は、産業廃棄物処理法に基づき(産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を得る必要がない)の旨を言明する。なお、「森の発電所」において一般廃棄物である木屑を焼却することによって生じる焼却灰は、一般廃棄物に該当するもので、念のため申し添える。	106810	白川町、東濃ひのき製品流通協同組合	環境省					
130000	再生利用認定制度対象廃棄物に陶磁製食器を加える。	産業物の処理及び清掃に関する法律第9条の8	一般廃棄物のリサイクルについても、産業物処理法に則り、リサイクルを行う必要がある。	陶磁製食器については、生産段階で重金属に関する厳しい基準があり、その安全性についてはまったく問題ない。また、長期保管においても腐食・崩壊・発火することはない。陶磁器のリサイクルについては、技術が確立(Re・食器の製品化)され、かつ首都圏を中心に認知度が高まってきている。さらに、回収されたものについては、現有能力から、全量粉砕・資源化が可能であると推測される。このような現状である中、廃棄物のリサイクルシステムを回転させ、廃棄物の減量および原料としての有効利用をはかることができるようになる。	陶磁製食器については、生産段階で重金属に関する厳しい基準があり、その安全性についてはまったく問題ない。また、長期保管においても腐食・崩壊・発火することはない。陶磁器のリサイクルについては、技術が確立(Re・食器の製品化)され、かつ首都圏を中心に認知度が高まってきている。さらに、回収されたものについては、現有能力から、全量粉砕・資源化が可能であると推測される。このような現状である中、廃棄物のリサイクルシステムを回転させ、廃棄物の減量および原料としての有効利用をはかることができるようになる。	E	再生利用認定制度においては、産業物処理法上の許可を得ずに産業物の収集又は運搬を業として行うことができるのは、再生利用を行う者(陶磁器の製造等を行う事業者)に限られることから、陶磁器(ずを当該処理の対象廃棄物に加えたとしても、産業廃棄物処理法上の許可を得ない限り、再生利用を行わない)NPOや市民団体が産業廃棄物である陶磁器の収集又は運搬を行うことはできない。なお、御提案については、第9次特区要望における多治見市からの提案に対して回答したとおり、現行制度においても、市町村長が再生利用指定制度などを活用することで実現可能であると考えられる。	産業廃棄物の共同処理にあつては、排出事業者の処理責任を原則として、確実に適正処理がされるような条件を付すことで、自社処分と同様に扱うことができるものと考えております。今回の回答にあります「排出事業者責任が不明確となり、ひいては不法投棄等不適正処理の差発を招くおそれがある」との点と関係会社との関係が対外的に明らかになっている中で、更に排出事業者の責任が親会社に及ぶことを明らかにするなどの措置を設けることで払拭されるものと考えます。要望の趣旨が実現するよう形で、再度ご検討をお願いいたします。	E	御提案の代替要件のもとでも、事業活動と表裏一体として排出される産業廃棄物を、他者が常時管理することは困難であるため、排出事業者責任が不明確となると言わざるを得ない。また、関係会社の廃棄物を、自社処分と同様の扱いとして処理業の許可なく処分することは、都道府県等の指導監督及び産業廃棄物管理票の把握・管理を行うことにより担保されるものと考え、排出事業者責任が不明確とならないことにより不適正処理の差発を招くおそれがある。したがって、御提案には応じられない。	191010	グリーンライフ21プロジェクト	環境省					
130000	同一敷地内での産業物の共同処理に伴う効率化	産業物の処理及び清掃に関する法律第14条、第15条	産業廃棄物の処理に当たっては、排出事業者が自ら処理する場合のほか、産業廃棄物処理業の許可を有する産業廃棄物収集運搬業者等に処理を委託する場合に限って可能としており、業の許可を有せずに他者の産業廃棄物を処理することは禁止している。	同一敷地内で発生する産業廃棄物については、敷地内の親会社又は関係会社に処理余力があっても、産業廃棄物処理業の許可を有していない場合には、自社処分が該当しないためためて処理することができず、非効率である。日本経済の集約と選択により企業の分社化が進んでいることに伴い、事業と敷地内にある分社について、一定の条件を満たした場合、同一の事業として、それぞれの産業廃棄物を、自社処分として処理することを可能とする。【提案理由】敷地内での処理が可能となれば、産業廃棄物を構外に出さなくて済み、運送、処理状況が確認できるため、適正処理が推進できる。構外を移送することがないので、一般市街地での交通事故による拡散などのリスクが無くなくなるとともに、ローリー等の移送によるCO2排出を削減できる。産業廃棄物処理施設の余力を活用することで、当該設備の稼働率のよい運転が可能となり、CO2削減に寄与できる。【代替措置】当該事業者(親会社)がその産業廃棄物の処理について、自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていること。当該事業者(親会社)が分社(関係会社)に対し、指揮監督権を有していること。当該事業者(親会社)と分社(関係会社)との間で、法に定める排出事業者に係る責任が当該事業者に帰することが明確にされていること。上記と についての事項が、当該事業者(親会社)と分社(関係会社)との間で、書面に締結することにより明確になっていること。	同一敷地内で発生する産業廃棄物については、敷地内の親会社又は関係会社に処理余力があっても、産業廃棄物処理業の許可を有していない場合には、自社処分が該当しないためためて処理することができず、非効率である。日本経済の集約と選択により企業の分社化が進んでいることに伴い、事業と敷地内にある分社について、一定の条件を満たした場合、同一の事業として、それぞれの産業廃棄物を、自社処分として処理することを可能とする。【提案理由】敷地内での処理が可能となれば、産業廃棄物を構外に出さなくて済み、運送、処理状況が確認できるため、適正処理が推進できる。構外を移送することがないので、一般市街地での交通事故による拡散などのリスクが無くなくなるとともに、ローリー等の移送によるCO2排出を削減できる。産業廃棄物処理施設の余力を活用することで、当該設備の稼働率のよい運転が可能となり、CO2削減に寄与できる。【代替措置】当該事業者(親会社)がその産業廃棄物の処理について、自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていること。当該事業者(親会社)が分社(関係会社)に対し、指揮監督権を有していること。当該事業者(親会社)と分社(関係会社)との間で、法に定める排出事業者に係る責任が当該事業者に帰することが明確にされていること。上記と についての事項が、当該事業者(親会社)と分社(関係会社)との間で、書面に締結することにより明確になっていること。	C	産業廃棄物の処理がし尿処理施設に係る汚泥の再生方法を限定しているのは、当該汚泥を、一たび不適正処理が行われた場合には、生活環境に重大な支障を生じさせるおそれがあるため、その再生は、処理技術、処理実績、再生品の性状・使用実績等を総合的に勘案して、生活環境保全上の支障を生じないものと確実に認められる方法によるのが適当であるからである。したがって、再生方法を追加するためには、まずは、御提案の燃料化施設等において、当該汚泥の処理実験の実績を積み重ね、生活環境保全上の支障を生ずることなく(再生利用が保証されていることを示すことが重要である)と考える。	産業廃棄物の共同処理にあつては、排出事業者の処理責任を原則として、確実に適正処理がされるような条件を付すことで、自社処分と同様に扱うことができるものと考えております。今回の回答にあります「排出事業者責任が不明確となり、ひいては不法投棄等不適正処理の差発を招くおそれがある」との点と関係会社との関係が対外的に明らかになっている中で、更に排出事業者の責任が親会社に及ぶことを明らかにするなどの措置を設けることで払拭されるものと考えます。要望の趣旨が実現するよう形で、再度ご検討をお願いいたします。	C	貴省の回答によると、自社処分と同様の扱いにする「都道府県等の指導監督及び産業廃棄物管理票の把握・管理」による把握・管理もなされなければならないことから、不適正処理の差発を招くおそれがある、ということであるが、今回のように同一の敷地内であり、且つ、関係会社と排出事業者の間で産業廃棄物処理の委託契約を締結することにより産業廃棄物管理票の把握・管理を行うことにより担保されるものと考え、排出事業者責任が不明確とならないことにより不適正処理の差発を招くおそれがある。したがって、御提案には応じられない。	10410	京葉臨海コンビナート特区推進委員会	環境省					
130000	し尿処理施設に係る汚泥の再生方法の緩和	産業物の処理及び清掃に関する法律第2号、第7条第2項、第14条第3号	し尿処理施設に係る汚泥を再生する方法(堆肥化)により再生すること。	堆肥のみに限定されている汚泥の再生方法については、生活環境の保全及び公害衛生上支障を生じさせない方法で、燃料の原料として再生利用をしたい。	し尿処理施設に係る汚泥を再生する方法(堆肥化)により再生すること。	C	し尿汚泥について、下水汚泥と比べて生活環境に重大な支障を生じさせるおそれがあるのは、具体的にどのような理由によるものか明らかにされたい。また、し尿汚泥の処理実績を積み重ね、その結果、安全性等が立証できれば、提案者の要望実現に向けて前向きに検討がなされたい。	し尿処理施設に係る汚泥は、専らし尿の処理に伴って生じるものであり、多量の工業排水等を併せて処理して生じる下水汚泥とは異なる性状を有するものであるが、不適正処理が行われた場合においては、いずれも生活環境に重大な支障を生じさせるおそれ、を有するものであると考える。なお、前回答にもあるとおり、新たにし尿処理施設に係る汚泥の再生方法を追加するためには、処理技術、処理実績、再生品の性状・使用実績等を総合的に勘案して、生活環境保全上の支障を生じないものと確実に認められる必要があるが、少なくとも、現時点においては、新たな再生方法を追加すべき特段の事情は存在しないものと考え。	C	し尿処理施設に係る汚泥は、専らし尿の処理に伴って生じるものであり、多量の工業排水等を併せて処理して生じる下水汚泥とは異なる性状を有するものであるが、不適正処理が行われた場合においては、いずれも生活環境に重大な支障を生じさせるおそれ、を有するものであると考える。なお、前回答にもあるとおり、新たにし尿処理施設に係る汚泥の再生方法を追加するためには、処理技術、処理実績、再生品の性状・使用実績等を総合的に勘案して、生活環境保全上の支障を生じないものと確実に認められる必要があるが、少なくとも、現時点においては、新たな再生方法を追加すべき特段の事情は存在しないものと考え。	10100	最上広域市町村圏事務組合	環境省					
130000	剪定枝、伐採木、流木、雑草、落葉類等を利用する農業の土作り	産業物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項、第14条第6項	一般廃棄物のリサイクルについても、産業物処理法に則り、リサイクルを行う必要がある。	剪定枝、伐採木、流木、雑草、落葉類等は、事業系一般廃棄物又は産業廃棄物に分類され、これらを行うには、農区や調整区域ではこの許可が認定されない。農区や調整区域ではこの許可が認定されない。農区や調整区域ではこの許可が認定されない。農区や調整区域ではこの許可が認定されない。	近隣地域内で発生する剪定枝、伐採木、流木、雑草、落葉類等を有料で引き取り、土を伴って近隣地域内の農業に利用することにより、地域循環型農業の実現を目指す。現在もごく小規模な量を業として土作りを行っており、出来上がった土は地域内でも買われているが、無料で引き取り加工しては農業経営が成り立たないため、継続及び拡大は不可能である。よって産業廃棄物から除外された特区として営業出来れば、より多くの資材が集まり安定した経路の元で有機農業を推進出来る。具体的には公園、道路、鉄道、電気など公共性が高い敷地が広い場所、及び民家で発生する剪定枝等を有料で引き取り、引き取った枝は破砕機でチップ化し、自然に発酵させて土を作る。伐採・剪定業者から直接受け取った一般ゴミや建築廃材などは混入しない為公害発生危険も高く、農地に取られた場所で作業者などの近隣住民への影響も無い。不適正な処理の防止策として、受け入れ量を自社で確実に処理出来る1ヶ月60:までとし、受け入れ時に日時、重量、何を記録する、それらを定期的に自治体に報告、職員の見察も随時受け入れる。	C	第9次特区要望において回答したとおり、産業廃棄物処理法が、産業物について規制を及ぼしているのは、産業物がそんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることによるものである。こうした可能性は再利用・再資源化が可能であることにより否定されるものではない。したがって、地域循環型農業の実現という観点からしても、産業物である剪定枝、伐採木、流木、枯葉類等については、産業廃棄物処理法の対象外とするのは適当でない。なお、御提案については、現行制度においても、都道府県知事及び市町村長の再生利用指定制度などを活用することで実現可能であると考えられる。	我々北摂農園が産業物をそんざいに扱うという点を前に回答されていることに疑問を感じますが、環境省では我々の提案した「受け入れた物の情報公開と自治体の環境保全課等の立ち入り検査」では不十分だと考えていると理解します。それは具体的な我々の農園内で剪定枝、伐採木、流木、雑草、落ち葉類などがそんざいに扱われることのような環境問題がどの程度発生するのかわからない。また情報公開立ち入り検査以外何が必要か御指示下さい。また貴省からご提案のあった再生利用指定制度は兵庫県では数例程度しか事例がない(現実的ではない)で特区に申請しています。再生利用認定制度では(国の制度)の品目は剪定枝等はございません。	C	前回答にもあるとおり、産業物である剪定枝、伐採木、流木、枯葉類等については、環境省では我々の提案した「受け入れた物の情報公開と自治体の環境保全課等の立ち入り検査」では不十分だと考えていると理解します。それは具体的な我々の農園内で剪定枝、伐採木、流木、雑草、落ち葉類などがそんざいに扱われることのような環境問題がどの程度発生するのかわからない。また情報公開立ち入り検査以外何が必要か御指示下さい。また貴省からご提案のあった再生利用指定制度は兵庫県では数例程度しか事例がない(現実的ではない)で特区に申請しています。再生利用認定制度では(国の制度)の品目は剪定枝等はございません。	10100	北摂農園有限会社	環境省					

13 環境省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	管理案番号	提案主体名	制度の所管関係府庁			
1 2 3 4 0	環境影響評価の省略又は期間の短縮	環境影響評価法第2条第2項及び第3項 同法施行令第1条第3条及び第6条 同法施行令別表第1	環境影響評価に基づく環境影響評価は、規模が大きく環境影響の程度が著しくなるおそれがある一定規模以上の事業について、地方公共団体・地域住民・専門家など関係者の関与を得て環境への影響を予測し、実行可能なより良い技術の導入により様々な環境要素に及ぼす影響を回避・低減し、環境保全上より良い事業内容にしていくプロセス(以下「省エネ」という。)効果を得られる場合には、環境アセスの省略又は期間の短縮を図りたい。	工業専用地域内に施設する発電所において、発電設備のリプレース(発電設備の更新や火力発電所の燃料転換等)を行う場合、電気事業法及び環境影響評価法(以下「現行法」という。)によって、環境アセスメント(以下「環境アセス」という。)の実施が必要である。そこで、リプレースの工事計画が、以前の環境影響評価より大幅に低減する場合であって、効率向上より大幅な省エネ効果(以下「省エネ」という。)効果が得られる場合には、環境アセスの省略又は期間の短縮を図りたい。	【具体的事業の実施内容】 本事業は、重油・ガス混焼のボイラーターンピン発電設備を最新技術のコンパインドサイクル発電設備へリプレースするものである。これにより、重油使用量を大幅に削減し、且つエネルギー効率が大幅に向上するため、大幅な省エネ効果が得られる。また、発電設備の小型化により、大気・水質等の環境負荷の大幅低減が出来るものである。 【提案理由】 現行法下では、発電設備のリプレースを行う場合、環境アセスを行った後、工事計画認可申請(又は工事計画届出)の手続きを経て工事着手となる。従って、工事の計画から発電設備の運用開始に至るまで数年-10年程度の期間を要する。この期間は、環境改善前の状態が継続されるばかりでなく、省エネ効果の発揮も遅れてしまう。今回提案する措置により、工事の着手に至る迄の環境アセスに関する諸手続きを簡略化し、早期に発電設備を運用開始させる事で、省エネ効果の早期発揮が実現できる。これにより、京都議定書第1約束期間内において大きな省エネ効果の発揮が図れるとともに、環境負荷を大幅に低減する事が出来る。尚、今回の対象は、工業専用地域内に施設する発電所であって、地域全体として既に環境アセスを実施している。	D	環境影響評価は、新たに設置される施設が「規模が大きく(環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある。事業であることに着目して、設置する設備の種類による環境への影響、発電所建設工事の実施による環境への影響(大気環境、水環境、生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全、人・自然の豊かな暮らしの確保等)を評価し、実行可能なより良い最新の技術が導入されているか否かの検証(環境保全のための措置)等を実施し、環境影響の低減・回避を図るものである。発電所のリプレースにより環境負荷が増加しないかどうかは、環境影響評価の結果明らかになるものであり、単に一部の古い機種の廃棄をもって発電所の環境影響全体を論じるのは適切ではない。また、リプレースであっても発電所建設工期間中における環境影響についても具体的な評価結果に基づいて論ずるべきである。これらの一連の環境影響評価手続きを省略することは、環境基本法第91条に定める「事業者がその事業の実施に当たり、その結果となる環境保全に必要となる事項について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずる」として、制定された環境影響評価法の立法目的に合致しないと考える。したがって、要望にあるように、発電所のリプレースにおいて機中の環境負荷が増加しない場合であっても、環境影響評価手続きを省略することは合理的ではないと考える。一方、現行制度下においても、メリハリのある確かな環境影響評価の推進のため、事業者が環境影響評価の項目を選定するに当たっては、一般的な事業の内容を踏まえておこなわれるべき参考項目や参考手法を勘案しつつ、事業特性や地域特性を踏まえて項目及び手法を選定していくこととされている。その際、「環境への影響がないか又は影響の程度が極めて小さいと明らかになる場合、影響を受ける地域又は対象が相当期間存在しない」と明らかになる場合、類似の事例により影響の程度が明らかになる場合等においては、参考項目を選定しないこと又は参考手法よりも簡略化された形の調査又は参考手法を選定すること、合理的な根拠を有する項目を選定しないこと、や評価手法の簡略化が可能となっている。また、これによって事業者が行う調査、予測及び評価に要する期間を短縮することが可能となる場合もある。	今回の提案は、建設予定地は、工業専用地域で、電鉄所構内における発電設備の本体のリプレースであって、ユーティリティーその他施設利用範囲が多く、工事の範囲が限定されており、周囲への環境影響及び地域住民へ及ぼす環境影響負荷が極めて少ないと考えられる。環境アセスの期間短縮により早期に発電所を運用開始させる事は、環境負荷の低減及び省エネルギー効果の発揮が早期に実現可能となり、国策プロジェクトである京都議定書削減目標達成に貢献できる。以上のことから、更なる環境アセスの期間短縮が可能となるよう、地域限定的な環境アセス条件の仕組みについて検討をお願いします。	C						「環境影響評価法第4条第9項の規定による主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第11条第3項及び第12条第2項の規定による主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項、及び「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等」を定める省令に規定された環境影響評価の項目及び手法の選定の方法に則り、参考項目を選定しないことや参考手法よりも簡略化された形の調査若しくは予測の手法を選定することも可能であり、結果として事業者が行う調査、予測及び評価に要する期間を短縮することが可能となる場合もあると考える。				1 4 6 0 1 0	住友金属工業株式会社	経済産業省 環境省
1 2 3 4 5 0	カラスの卵等の駆除を事後報告に	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下、「鳥獣保護法」)	鳥獣保護法では、都道府県知事等の許可を得て捕獲する場合又は狩猟鳥獣(カラスを含む49種)を狩猟期間中に捕獲する場合を除き、野生鳥獣の捕獲を禁止している。	カラスの雛、卵を駆除する場合は、事前の許可を必要とせず、事後の報告とする。	カラスによってゴミ集積所が荒らされている箇所が多い地域では、巣も多く作られているとされている。単加市内もカラスが多く、様々な対策を講じているが、ゴミ集積所を散らかす、鳴き声がうるさい、人が威嚇されるなどの問題が続いている。カラス被害を減らすためには、カラス自体を減らす必要があり、巣の撤去や、卵の駆除が有効な手段となっている。このため、私有地の巢については、土地所有者が自主的な駆除等をお願いしているが、巢の撤去にあたり、巢の中に卵及び雛がいる時は、事前の許可が義務づけられていることから、発見しても土地所有者等が即時に撤去することができず支障が生じている。カラスを効率的に減らすためには、作った直後の巣を撤去するより、卵を撤去しただけで撤去するほうが効果的ともいわれており、即時に撤去することを認めた。そこで、カラスの雛、卵に限っては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の捕獲の許可の特例として、事前の許可を必要とせず、市民が率先して駆除できるものとする。ただし、駆除の実態を把握するため、実施した場合には報告書の提出を求めるとする。	C	野生鳥獣は、自然の一部を構成するものであり、鳥獣の保護等を図ることは、生物多様性の確保及び自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保等に資するものである。このため、鳥獣の適切な保護管理を図る観点から、捕獲については、都道府県知事等の許可を得て行う捕獲(許可捕獲)又は狩猟による狩猟鳥獣の捕獲を禁止されていることである。また、許可捕獲を待てる、生活環境及び農作物への被害の防止、学術研究目的の捕獲等、特定の目的を有している場合にのみ許可されるものであり、許可捕獲者は申請内容が、申請目的に合致したものであるかどうか審査した上で許可していることである。要望事項のとおり、カラスに限った捕獲であっても、許可を必要としない自由な捕獲を認めることは、過大な捕獲が行われること、必要のない安易な捕獲を助長する懸念があることから、鳥獣の適切な保護管理を推進する上で適当でないと考える。	カラスの苦情が集中するのは4月～6月の繁殖期であり、主に子育て中の親カラスが人を威嚇攻撃することが原因である。市街化が進んでいる本市では、威嚇される行為は生活環境に支障をきたしているとの判断ができてきた。その対策として巣や卵、雛の駆除は許可捕獲十分該当するものである。そして、要望事項は成体のカラスの捕獲ではなく、カラスの巣の撤去に伴い生じる可能性のあるカラスの卵、雛の駆除である。捕獲や省費が懸念しない過大な捕獲や必要のない安易な捕獲を助長することは考えない。カラスの生息と住民生活への影響は地域により様々である。全国一律ではなく、地域の特性にあった取り組みを認めていただきたい。	C			鳥獣保護法では、鳥獣の適切な保護管理をはかる観点から原則として鳥獣(雛及び卵を含む)の捕獲等を禁止しているところであるが、法第9条により、生活環境等へ被害を及ぼしている又はこれまでに被害実績等から被害を及ぼすおそれのある鳥獣の被害を防止する目的で鳥獣の捕獲等を可能としている。法第9条に基づき鳥獣の捕獲等については、生活環境等に係る被害を防止する目的等、法に定める目的に適合している場合にのみ許可されるものであり、許可捕獲者は、申請内容が法令に定められた目的に合致したものであるか否かを適切に審査し、許可していることである。また、捕獲等の許可申請にあたっては住民の安全の確保や地域の静穏の保持等のため適正な捕獲手段としていくことについても審査する必要がある。一方、今回の特区提案内容は、捕獲する鳥獣(カラス)が実際に被害を生じさせているか又は被害を生じさせるおそれがあるか、さらに適正な捕獲手段であるか否かの客観的な判断は必要とせず、鳥獣(カラス)の捕獲を可能とする内容となっており、鳥獣の適切な保護管理を推進する上で適当でないと考える。	子育て中のカラスが条件により人を威嚇することは紛れもない事実であり、都市部では、その被害を最小限に抑えるために巣を迅速に撤去する必要がある。同時に、都市部でのカラスの卵や雛の捕獲は、宅地内の個々の巢の撤去に際して行うもので、有害な薬剤の大量散布等、生活環境や農作物への影響が懸念される捕獲方法は現実性が乏しく、事後報告での捕獲手法確認で十分と考えられる。現状の事前許可制では、市民の生活に支障をきたす現状に対して適切な対応が取れないことから提案しているものである。このことをご理解のうえ、市民の安心、安全を高められるように、前向きな検討をお願いしたい。	1 1 4 8 0 5 0	華加市	環境省					
1 2 3 4 5 6 7 0	アクティブレンジャー制度と機能別消防団員制度による若年者地域定住化政策		環境省が実施しているアクティブレンジャー(自然保護官補佐)は、環境省自然保護官が行う業務のうち・保護他地域内のパトロール・利用者の指導・自然解説・ボランティアとの連絡調整・その他上記に関連する業務を自然保護官の補佐として行い、非常勤の国家公務員。	公的資格制度を取得して3年以上の自然ガイド(山岳・インテリクティブ・カヌー等を含む)の実務経験のある者は、優先的にアクティブレンジャーとして登録され、5年更新で特別国家公務員となることができ、但し、当該地域への定住を条件とする。これに合わせて、地域の機能別消防団員として登録され、災害時の出勤および地域教育活動に参加しなければならない。上級の自然保護官への受験資格をもつ者であり、一般試験者よりも優遇される。「公的資格制度-MFA.COME山岳ガイド協会、カヌー協会、北海道アウトドア協会等が実施する自然ガイドに関わる制度。	1.実施内容 自然保護官の3年毎の適性試験の実施(責任と義務の明確化) アクティブレンジャー採用試験における実務経験付加 人件費等捻出のための企業支援活動(営業活動推進) 自然公園の保護と利用に際する条例の設定(利用料の徴収) 管理部門の統廃合(有給責任委員の削減) 民間団体との連携(NPO等)と公務作業の削減 2.提案理由 公的による自然保護官およびアクティブレンジャーの雇用拡大は、無理である。保護における「保護」に重点を置き、「利用」の仕方を軽視してきた結果であり、今後は実務経験(民間経験)のある者が、保護官および補佐となるように改善する。利用に関しては欧米の実例を参考に、広告宣伝・ツーリズム営業で人件費を捻出するべき。また、地元で根づく保護官補佐が必要で、国民保護法の基本に則り、機能別消防団員として公私ともに機能させることが必要である。	C	環境省が実施しているアクティブレンジャーは、環境省自然保護官が行う業務のうち、保護他地域内のパトロール、利用者の指導、自然解説、ボランティアとの連絡調整、その他上記に関連する業務を、自然保護官の補佐として行っている非常勤の国家公務員であり、勤労化は困難で提案の趣旨は難しいと考えられる。				C						1 0 0 5 0 1 0	個人	総務省 環境省		
1 2 3 4 5 6 7 0	Co2排出権取引について	なし	京都議定書において、削減目標達成に用いることのできる森林吸収量は、2001年に合意されたマラケシュ合意によって個別に上限値が設けられており、我が国は1,300万炭素トン/年とされている。一方、平成17年4月に閣議決定された京都議定書目標達成においては、削減目標6%の達成に向けて、排出側の削減目標が定められているが、我が国国内での森林吸収量からカウントされる排出枠はその全量(すなわち1,300万炭素トン/年分)を我が国の目標達成のために用いることとしている。	森林によるCo2吸収量をCo2排出量に換算し、その権利を森林管理者に認めるシステムと、その販売に関するシステムの構築。	Co2の吸収量・排出量の認証を行う公的機関の確立と、Co2を排出する事業者とCo2を吸収する山林所有者・地域との連携をすすめる取引機関の確立が必要である。 Aの排出権取引機関は外資・大手企業等営利を目的とするのではなく、非営利な団体が行うべきである。 詳細は別紙に記載	C	わが国の温室効果ガス排出量を算定する上で、森林による吸収量としてカウントできる1,300万炭素トン/年全量の確保は重要であり、京都議定書目標達成計画に則り、健全な森林管理への対策を政府全体で推進しているところ、しかし、ご提案のように企業の排出削減と森林吸収量を直結する形で取引制度を認める場合、排出枠を購入した民間企業等からの排出増を引き起すおそれがあるため、本提案の実施は適切ではない。			C						1 0 6 5 0 1 0	個人	環境省			
1 2 3 4 5 6 7 8 0	沖縄県内出土不発弾の浄財化			沖縄県内より出土する不発弾の陸上処分に関する最終処分については、NPOに限定して委託すること	(提案理由)沖縄県内より出土する不発弾は国内唯一の住民を巻き込んだ地上戦によるものであり、国内他地域の不発弾とは歴史的背景が異なり、県民の不発弾に対する捉え方も沖縄県に対するものと同様年数の経過だけでは納得できないものがあります。20万人を超える大量被害の使い残りのある不発弾が住民の集団自決現場から出土する日本軍の不発弾で全てを金儲けしようなどというものは言語道断です。不発弾の陸上処分は営利事業でなく沖縄県の当事者である県民に陸上処分は難病児救命の医療支援に使った非営利事業としてさせるべきです。私達県民は不発弾に沖縄戦で奪った命の責任を取らせたいのです。 (事業の内容)事業の推進組織である「県民の手による不発弾の最終処分を考える会」は県民、関連団体との協力のもとに陸上処分事業委託の発の要請を国、県に対して行い、委託認可後は《不発弾処理作業NPO》と《難病児支援基金連帯NPO》の立ち上げを図り、成立後は両NPOの支援母体となる。処理作業場の設置場所については米軍基地内にある不発弾保管庫の近隣地を国を介して米軍側に要望したい。尚、当該保管庫は沖縄県の管理、運用施設である。不発弾の陸上処分を県民NPOが実施するに当たりたれもが懸念するのは、処理技術の確実性と安全性の確かさである。そのことについては米軍側に不発弾処理に関する技術を提供するという形で参加してもらいたいと思います。82年前、日本軍、県民、この二者はこの沖縄の地で激しい戦いを演じていました。それを、今度は日本が費用を、米軍が技術と場所を、県民が作業を担うという形で難病児救命の協働作業をしようというのです。	ロンドン条約96年議定書締結のために必要となる不発弾の陸上処理事業については、広く一般の民間事業者を対象とした委託事業とすることとし、必要な経費を平成19年度予算で措置し、現在、事業の実施に向けた検討を鋭意進めているところである。 不発弾の陸上処理を委託する民間事業者を決定する方法については、透明性・公平性の観点から一般競争を原則として、安全性の確保等にも配慮しつつ、どのような方法が適当であるか鋭意検討を進めているところである。 ご提案のように不発弾の陸上処理を委託する相手方NPOに限定することした場合、NPO以外の民間事業者の参画する機会を奪うことになり、競争性が阻害され、不発弾の陸上処理を委託するためのコストが高くなるおそれがあることから適当でない。 なお、事業の実施に必要な要件が満たされるのであれば、NPOであっても一般競争から排除されるものではない。	C												1 1 9 2 0 0 1 0	県民の手による不発弾の最終処分を考える会	環境省 防衛省